

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
たるとは、翌日)

## 目次

- ◇条 例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ◇人委規則 職員給与に関する条例附則第九項の規定による期末手当の支給に関する規則

## 条例

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第十四号

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

9 昭和四十九年度に限り、第十六条の四の規定による期末手当のほか、昭和四十九年四月二十七日(以下「基準日」という。)に在職する職員に対して、基準日から起算して十日を超えない範囲内において人事委員会規則で定める日に期末手当を支給する。

10 前項の規定による期末手当の額は、基準日において職員が受けるべき給料の月額等の合計額(第十六条の四の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。)に百分の三十を乗じて得た額に、昭和四十九年三月二日から基準日までの間におけるその者の在職期間に応じて人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。

11 前項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 昭和四十九年度に限り、第十一条の規定による期末手当のほか、昭和四十九年四月二十七日に在職する職員に対して、同日から起算して十日を超えない範囲内において知事が定める日に期末手当を支給する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 昭和四十九年度に限り、第十三条の規定による期末手当のほか、昭和四十九年四月二十七日に在職する職員に対し、職員の在職期間に応じて期末手当を支給する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の給与に関する条例附則第九項の規定による期末手当の支給に関する規則をここに公布する。

昭和四十九年四月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第~~九~~<sup>十</sup>号

職員の給与に関する条例附則第九項の規定による期末手当の支給に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)附則第九項の規定による期末手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給日)

第二条 給与条例附則第九項の人事委員会規則で定める日は、昭和四十九

年五月二日とする。

(在職期間に応ずる割合)

第三条 給与条例附則第十項の人事委員会規則で定める割合は、職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

在 職 期 間	割 合
一箇月二十七日	百分の百
一箇月五日以上一箇月二十六日未満	百分の七十
一箇月五日未満	百分の四十

(在職期間の算定)

第四条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号)第三条及び第三条の二の規定は、給与条例附則第十項に規定する在職期間の算定について準用する。この場合において、同規則第三条の二中「期末手当基準日以前三箇月以内(期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間」とあるのは、「昭和四十九年三月二日から給与条例附則第九項に規定する基準日まで」の間とする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第九項の規定による期末手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四十九年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)]